

第 5 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 5 年 1 0 月 2 5 日					
開 催 場 所	行 田 市 役 所 3 0 5 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 0 0 分					
閉 議 時 刻	9 時 3 5 分					
会 長	藤 間 光 治		会 長 代 理	中 村 賢 一・伊 東 普 丈		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	藤 間 光 治	出○席 欠席	9	新 井 健 一	出○席 欠席
	2	中 村 賢 一	出○席 欠席	10	関 口 浩 幸	出○席 欠席
	3	寺 田 浩 市	出○席 欠席	11	伊 東 普 丈	出○席 欠席
	4	赤 羽 修 一	出○席 欠席	12	田 口 隆 一	出○席 欠席
	5	高 澤 克 芳	出○席 欠席	13	宮 崎 薫	出○席 欠席
	6	川 島 悦 男	出○席 欠席			
	7	太 田 実	出○席 欠席			
8	間 々 田 英 治	出○席 欠席				

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	長谷川 浩	出○席 欠席	⑪	中村 彰 男	出○席 欠席
	②	西村 浩 一	出○席 欠席	⑫	堀口 晴 義	出○席 欠席
	③	石島 稔	出○席 欠席	⑬	秋山 玉 江	出○席 欠席
	④	浜山 陽 子	出○席 欠席	⑭	宇田川 はる 江	出○席 欠席
	⑤	森田 一 男	出○席 欠席	⑮	江川 直 一	出○席 欠席
	⑥	小林 勝	出○席 欠席	⑯	寺田 正 彦	出○席 欠席
	⑦	江袋 年 史	出○席 欠席	⑰	島寄 典 緒	出○席 欠席
	⑧	新藤 雄 作	出○席 欠席	⑱	荻原 増 夫	出○席 欠席
	⑨	長島 孝	出○席 欠席	⑲	諸貫 達 也	出○席 欠席
⑩	高沢 宗 春	出○席 欠席	⑳	木村民 夫	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	小林 誠
					次長	広田 敦 史
					主査	赤城 太 郎

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について

事務局次長

ます。
事務局より説明をいたさせます。
議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。
議案書の1ページをお願いします。議案第2号は、1件となっております。
進行番号1でございますが、皿尾〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇さんが、自己所有の皿尾字外張〇〇〇番、地目：畑、137㎡について、農家住宅1棟、112.15㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。
申請人は、現在、農業を営んでおりますが、老朽化した住宅の建て替えを計画し、敷地を調査したところ、農業用倉庫として使用している建物の一部が農地に跨っていることが判明いたしました。農業用倉庫は今後、農業を続けていく為に必要であり、申請人も二度とこのようなことがないように始末書を提出し深く反省しております。また、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。
場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。県道弥藤吾行田線の南に位置する皿尾地内の集落に接する農地でございます。
なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると、面積は983.08㎡になる予定でございます。
以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る10月20日、現地調査をしていただいておりますので、太田委員にご報告をお願いいたします。
去る10月20日、私と中村委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。
事務局から議案第2号についての説明及び太田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
(なし)
ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
(全員挙手)
挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。
次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたし

太田委員

議長

議長

議長

『議案第3号』

<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局次長</p>	<p>ます。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の1ページをお願いいたします。議案第3号は、6件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、北本市宮内〇丁目〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇 相続財産管理人 弁護士 〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番〇、地目：畑、211㎡について、売買により農業用倉庫1棟、87.77㎡、こちらは既に建っているものですが、そのまま農業用倉庫敷地として利用したいと申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、北本市に住んでおりますが、実家は行田市にあり、埼玉県農業大学校を卒業後、埼玉地区の農地を紹介されたことにより、令和2年4月から就農いたしました。現在の休憩所兼作業場は、借りている鉄骨ハウス内にテントを設置し、そこで休憩や調製等の作業をしておりますが、夏場は熱中症等高温で体調を崩す恐れがあり、気温の高い時間帯は、一旦帰宅して身体を休め、夕方農地へ戻り作業を行うなど作業効率の悪さや設備等不便さを感じておりました。そのような時に申請地の話をいただいたことから是非活用したいということで申請に至ったものでございます。</p> <p>建物については農地法の手続きをした履歴はありませんが、所有者は亡くなっており、相続者がいないこと、それから農業用の施設であることなどを考慮すると、現状での転用もやむを得ないと思慮されます。また、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。斜線部分上の小さいほうで、県道騎西鴻巣線の南に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、斎条〇〇〇番地〇 〇〇 〇さんが、同居の母である 〇〇 〇〇さんが所有する斎条字両半〇〇〇番〇、地目：畑、21㎡について、使用貸借により住宅1棟、91.09㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、実家で母親と同居しておりますが、住宅の老朽化に伴い、建て替えの計画をしたところ、進入路に利用している市道が、現在は建築基準法上の道路に該当しないことが判明しました。このままでは建て替えをすることが出来ないことから、接道を取るために必要最小限の幅員を転用するため、申請に至ったものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。星川の東に位置する斎条地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、東松山市大字市ノ川〇〇〇番地〇-〇-〇〇〇号室 〇〇 〇さんが、渡</p>
---------------------------------------	--------------	--

柳〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する渡柳字神明前〇〇〇〇番〇、地目：畑、483㎡について、売買により住宅1棟、72.87㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、東松山市内の借家で子供や婚約者と共に生活しておりますが、何かと手狭であることから独立した住居を構えたいと考え、住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。さきたま霊園の南に位置する渡柳地内の集落に接する農地でございます。

次のページをお願いいたします。

次に進行番号4でございますが、佐間〇目〇〇番〇〇号ー〇〇〇号 〇〇 〇さん外1名が、向町〇〇番〇〇号 〇〇 〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番〇、地目：畑、479㎡について、売買により住宅1棟、107.23㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供も増え、生活基盤となる戸建て住宅の建築を希望していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の南に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号5でございますが、横浜市南区永田北〇丁目〇〇番地〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、野〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する野字中道〇〇〇番〇、地目：畑、309㎡ 外1筆、計479㎡について、売買により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は横浜市に本店を置き、申請地の隣接地に行田工場を持つ企業で、鶏卵及び鶏卵の包装資材等を販売しておりますが、既存の工場には駐車スペースがなく、現在、社員の駐車場は近隣の駐車場を借りて対応しております。また、配送用トラックへの積み込み作業などは前面道路に駐車して行うなど、近隣の方々に迷惑を掛けている状況なので、安全な駐車スペースを確保したいと考えておりました。そこで、隣接地である本件申請地について土地所有者に相談したところ、承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。国道17号バイパスと県道行田蓮田線に挟まれた野地内の集落内農地でございます。

<p>『議案第4号』 農用地利用集積計画 について</p>	<p>中村委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に進行番号6でございますが、大阪市中央区道修町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番、地目：畑、727㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計156枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が9万7,195kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の南に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る10月20日、現地調査をしていただいておりますので、中村委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る10月20日、私と太田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明及び中村委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第4号』農用地利用集積計画について、を議題といたします。なお、この案件は、農業委員自らが関係する案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限が適用されますので、赤羽委員、長谷川委員、江袋委員、島寄委員には、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(関係委員退席)</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p>
---------------------------------------	---	---

	事務局次長	<p>議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>本計画は、農業経営基盤強化促進法により、市が農業委員会の決定を経て、定めなければならないとされておりますことから、市農政課より、当委員会の意見を求められているものでございます。</p> <p>今回の利用権設定は11月15日を開始日とするもので、委員の皆様にご利用集積活動の一環として取りまとめをお願いしたものでございます。</p> <p>個々の案件につきましては、別紙の「議案第4号 農用地利用集積計画について」のとおりでございますが、件数が多いため、後ほどご確認いただき、本日本配りした「農用地利用集積計画集計表」によりご説明させていただきます。</p> <p>はじめに、1. 期間設定が1年から4年の短期設定につきましては、賃貸借が、新規9件、2万1,016㎡、再設定7件、2万4,357㎡、計16件、4万5,373㎡でございます。</p> <p>使用貸借は、新規3件、1万618㎡、再設定1件、1,202㎡、計4件、1万1,820㎡でございます。</p> <p>次の2. 期間設定が5年から8年までの中期設定につきましては、賃貸借が、新規8件、3万1,921㎡、再設定21件、6万4,759㎡、計29件、9万6,680㎡でございます。</p> <p>使用貸借が、新規2件、1,726㎡、再設定6件、9,440㎡、計8件、1万1,166㎡でございます。</p> <p>最後に、3. 期間設定が9年以上の長期設定につきましては、賃貸借が、新規12件、5万7,971㎡、再設定19件、7万8,292㎡、計31件、13万6,263㎡でございます。</p> <p>使用貸借が、新規7件、7,932㎡、再設定9件、1万663㎡、計16件、1万8,595㎡でございます。</p> <p>全体内容としては、4. 合計、新規41件、13万1,184㎡、再設定63件、18万8,713㎡、計104件、31万9,897㎡となっております。</p> <p>以上で、議案第4号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。</p>
	議長	事務局から、議案第4号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。
	新井委員	差支えなかったら教えて欲しいのですが、11ページの○○○○○○とはどんな会社なのか情報がありましたら教えて下さい。

報告事項	事務局次長	越谷市でやっております、今回、本市では初めてでございます。農地所有適格法人ではなく、解除条件付きの法人であります、どの程度の面積をやっているのかなどの情報はございません。
	議長	他にございますか。
		(なし)
	議長	ご意見、ご質問がないようですので、議案第4号につきましては、原案のとおり、承認に賛成の委員は挙手を願います。
		(全員挙手)
	議長	挙手全員と認めます。よって、議案第4号は承認することといたします。 退席した委員の入室を認めます。
6 その他	議長	(関係委員入室) 赤羽委員、長谷川委員、江袋委員、島寄委員に申し上げます。議案第4号は、原案のとおり承認されました。
		次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	主査	議案書2ページをご覧ください。
		(1)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。
		(1)「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 本件は、1件の届出があり、転用目的は、工場、住宅敷地でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。
	議長	以上で報告事項を終わります。 事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しく願いいたします。 以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げます、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。
事務局次長	つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。	
主査	・最適化活動の活動記録簿について	
	・農地の貸借方法の変更について	
農政課主査	・野焼きに関するお願いについて	

7 閉会	事務局長	<p>以上をもちまして、第5回農業委員会を終了いたします</p> <p>なお、次回、第6回農業委員会は、11月24日（金）、午前9時から、本庁舎2階、203会議室を予定しております。農業委員並びに該当する地区の推進委員には、総会開催の通知を送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p> <p>（9：35）</p>
------	------	--